

令和8～10年度川崎市児童相談所調理業務委託

事業候補者募集要領

令和8年1月

川崎市

1 目的

味覚が発達し嗜好が形成される児童期の食事は、児童の健全な発達や食生活に関する基本的生活習慣を身につけるために大変重要な役割を担っています。

そのため、川崎市では児童相談所一時保護施設での調理業務について、その機能の向上をはかるために、衛生管理の徹底や食物アレルギー対応、配慮食等への的確な対応など、子どもに安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業候補者を公募型プロポーザル方式により選考します。

2 件名

令和8～10年度川崎市児童相談所調理業務委託

3 概要

(1) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間の契約）

(2) 履行施設

ア 南部児童相談所（川崎市幸区）

イ 中部児童相談所（川崎市高津区）

(3) 業務概要

児童相談所一時保護児童（2歳から18歳までの児童）に対する給食（1日3食とおやつ）の提供を行うものとします。

ア 南部児童相談所 令和6年11月から令和7年10月まで

（定員40名） 平均入所数 51名 最大入所数 66名

イ 中部児童相談所

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

予測平均入所数 65名（定員54名） 予測最大入所数 70名

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

予測平均入所数 70名（定員60名） 予測最大入所数 75名

※業務の見積もりについては（予測）平均入所数で見積もってください。大幅な定員超過により調理従事者の配置に影響があるときは、協議により経費について調整を行う場合があります。

(4) 委託内容

別紙「調理業務仕様書」のとおり

(5) 応募方法

提案書については2施設応募できるようになっていますが、いずれか一方の応募も可能です。なお、契約については施設ごとに行います。

4 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 契約上限額

ア 南部児童相談所 106, 561, 380円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 中部児童相談所 110, 903, 520円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は確定ではありません。本件の予算金額及び契約金額決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。
金額に変更がある場合は別途お知らせします。

5 応募資格

プロポーザルの応募資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていることとします。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は契約をしないことができるものとします。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間でないこと
- (3) 川崎市業務委託有資格名簿の給食調理業務に対応するとして定めた業種・種目（業種29給食調理、種目01給食サービス）について登録されている者であること
- (4) 本市、国、他の地方公共団体、又は民間において児童相談所・社会福祉施設・病院等で給食調理の元請業者としての受託経験が合計3年以上あること
- (5) 労働争議その他の事情により受託業務の遂行が困難となったときの代行保証制度に加入していること
- (6) 共同事業体にあたっては、上記（1）～（5）までの条件をすべての企業が満たしていること

6 募集方法

川崎市ホームページによる公募

7 参加方法

(1) 募集期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月13日（火）午後5時まで 期限厳守

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(2) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参、郵送、オンラインのいずれかにより提出してください。

<郵送の場合>簡易書留もしくはレターパックプラスで郵送してください。

<オンラインの場合>下記URLにアクセスし提出してください。

【URL : <https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/450/0000183314.html>】

提出場所及び問合せ先

【担当課】 川崎市南部児童相談所 総務課

【住 所】 川崎市幸区鹿島田 1-21-9

【電 話】 044-542-1275

【メール】 45nanzis@city.kawasaki.jp

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

（オンライン申請の場合でもこちらの様式1のみ後日原本を郵送してください）

イ 会社概要（様式6） 1部

ウ 本市、国、他の地方公共団体、又は民間において児童相談所・社会福祉施設・病院等で給食調理の元請業者としての受託経験が合計3年以上あることがわかるもの

（任意様式）（契約書の写し、事業実績報告書等） 1部

エ 代行保証制度の加入証の写し 1部

オ 共同事業体にあたっては、共同事業体委任状、協定書 1部

※共同事業体にあたっては、上記ア、イ、ウについては、構成事業者全ての資料が必要です。

(4) 提案資格確認結果通知書の交付

7（3）の提出書類に基づき5の事項について確認を行った上で、令和8年1月16日（金）までに提案資格確認結果通知書（様式2）を電子メールで送付し、原本は後日郵送で交付します。

(5) 提案資格の確認審査後の取扱い

提案資格の確認審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者が、資格確認後において、参加資格を満たさないこととなった場合、又は提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、提案参加資格がないものとして、プロポーザルへの参加は認めません。

(6) 費用負担

提案参加にあたり必要な費用は、すべて提案参加事業者の負担とします。

(7) 提出書類の取扱い

提出された参加意向申出書等については、参加資格の確認審査以外では、提案参加事業者に無断で使用しません。また、提出された参加意向申出書等は返却しません。

(8) 提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本提案に係る検討以外の目的では使用してはならないものとします。

8 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年1月5日（月）から1月21日（水）午後5時まで

(2) 質問書の様式

質問書（様式4）の様式により提出してください。

(3) 質問の受付方法

質問は電子メールでのみ受付します。メールの件名は「川崎市児童相談所調理業務委託募集について」とし、メール送信後、電話でメールの到着の確認をしてください（電話等での質問は一切受け付けません）。

また、提案資格確認結果通知書の交付後については、提案資格がない事業者からの質問には回答しません。

E-mail : 45nanzis@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、提案参加資格を有するすべての事業者宛てに電子メールにより令和8年1月23日（金）までに随時回答します。また、併せて、川崎市ホームページ上で全ての質問及び回答を掲載します。

「トップ>入札情報かわさき>プロポーザル関連情報>プロポーザル関連情報（こども未来局>「川崎市児童相談所調理業務委託に関する公募型プロポーザル」を確認してください。

(5) 資料の閲覧

別紙「調理業務仕様書」に示されている「作業基準」等については、閲覧希望がありましたら下記まで御連絡ください。

なお、「大量調理施設衛生管理マニュアル」「児童福祉施設における食事の提供ガイド」「児童養護施設等におけるアレルギー対応ガイドライン」についても閲覧可能です。

【担当課】 川崎市南部児童相談所 総務課担当 飯島（いいじま）

【住 所】 川崎市幸区鹿島田1-21-9

【電 話】 044-542-1275

【メール】 45nanzis@city.kawasaki.jp

9 提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年1月21日（水）から28日（水）正午まで

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで（受付最終日は正午まで）

(2) 提出場所・提出方法等

7 (2) と同じ

(3) 提出書類

提案資格確認結果通知書を受領後、次の書類について原本1部を提出してください。
なお、公平を期するため、企画提案の際に審査する資料には会社名等が特定できるよ
うな部分にマスキング等の処理をすることを御了承ください。

ア 川崎市児童相談所調理業務委託提案書（様式5）

イ 見積書

- ・事業に要する経費について、契約上限額の範囲内で見積もってください。
- ・費目ごとに金額を示し、その積算内容についても記載してください。
- ・契約金額は、見積書に記載の金額に10／100に相当する金額を加算した額なりま
す。そのため、消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、見積
金額は事業に関わる経費として積算した金額の100／110に相当する金額を記載し
てください。

(4) 企画提案書等の取扱い

- ・提出期限後は、提出書類の差し替え、変更又は追加は認めません。
- ・本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

1 0 企画提案（プレゼンテーション）

(1) 日時

令和8年2月4日（水）（※時間は別途通知）

(2) 場所

川崎市役所本庁舎 川崎市川崎区宮本町1番地（※部屋は別途通知）

(3) プrezentation・ヒアリング

ア 出席者は3名以内とします。

イ 時間は約30分（うち約10分は質疑応答時間）とします。

ウ プrezentation用のプロジェクターとスクリーンは当所で準備します。使用希
望がありましたら2月2日（月）15時までにお知らせください。また、パソコンは
貴社のものを御持参ください。

エ その他、詳細については、別途通知します。

1 1 審査内容

(1) 評価項目

評価項目		評価内容
1	経費について	(1) 適切な予算配分
2	人員配置・育成の考え方	(1) 従業員の配置数 (2) 安全な人員配置

		(3) 人員確保 (4) 研修・人材育成 (5) 支援体制 (6) 巡回指導体制 (7) 円滑な引継ぎ
3	児童相談所一時保護施設 給食への理解	(1) 安全で安心な給食の提供 (2) 食育・行事食についての考え方 (3) 児童相談所との連携 (4) 急な食数変更への対応 (5) 夜間・祝日・休日の児童相談所との連携 (6) 衛生管理 (7) 調理技術
4	個別対応の体制	(1) 食物アレルギー食への理解 (2) 代替食への対応 (3) 配慮食・宗教食等への対応
5	事故防止への対策(異物混入・誤食・誤配膳等)	(1) 異物混入への対策と対応 (2) アレルギー対応食の誤食・誤配膳等への対策と対応 (3) 食中毒発生への対策と対応 (4) 事故を改善するための対策 (5) 事故発生時の対応・連絡体制

(2) 提案者が多数見込まれる場合及び提案者が受託施設数に満たない場合の措置

提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、あらかじめ(1)の項目について事前評価を行い、施設ごとに上位5社がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとします。

また、提案者が1社のみであった場合、提案内容が6割以上の評価点でない業者は選定せず、別途日時を設け入札により業者を選定します。

1.2 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

別に定めるプロポーザル評価委員会において審査を行います。

(2) 決定方法

書類及びプレゼンテーションの審査結果を総合し、評価点が6割以上かつ合計評価点が最も高い提案をした者を事業候補者として決定します。評価点が同点の場合、提案価格

の最も低い者を事業候補者として決定します。なお、提案価格も同額の場合は入札等に準じてくじにより決定します。

(3) 結果通知

- ア 企画提案に基づき、評価・採点を行います。その結果がこども未来局契約指名選定等委員会にて承認された後、令和8年3月上旬までに各社あて結果通知書を送付します。電話等による問合せには応じません。
- イ 審査結果は本市ホームページに掲載します。

1.3 契約の締結

- (1) 選定結果通知後、委託者と選定事業者とで仕様の細部や契約金額等について協議し（協議対象には企画提案書により提案された内容を含む）、協議が成立した場合には、当該事業の委託に係る契約を締結します。この際、あらためて仕様書を作成の上、見積書の提出を求めることとなります。
- (2) 本事業に係る契約・実施期間は3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）とします。また、委託者と選定事業者と代行保証制度に基づく代行事業者との間に契約書の作成を要します。契約最終年度の翌年度以降、事業実施事業者が変更となる場合は、当該事業者への業務引継ぎについて、業務の一環として行っていただきます。
- (3) 契約期間の途中で業務内容の変更を要する見込みとなったときは、委託者と受託者とで協議の上、必要な範囲において変更契約を行うことがあります。

1.4 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 応募申込や企画提案に関する書類の作成及び提出に要する経費は提出者の負担とします。
- (3) 提出書類を、本事業に係る企画提案事業者の評価以外の目的に使用することはありません（企画提案事業者の同意があった場合を除く）。
- (4) 提出書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき公開することがあります。
- (5) 企画提案に使用する言語は、日本語とします。
- (6) 企画提案に使用する通貨は、円とします。
- (7) 本事業の契約には契約書の作成を要します。
- (8) 本契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。見積りの際には御注意ください。（「※公契約について」参照）
- (9) 本プロポーザルは、業務委託候補事業者を選定するものであり、契約手続きは別途

行います。なお、本件の予算金額及び契約金額決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

- (10) 本契約は3年の長期継続契約となり、当該契約に基づく本市の債務について翌年以降の歳出予算が保証されないことから、翌年以降所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除できることが契約書の中に入りますのであらかじめ御了承ください。
- (11) 応募を辞退する場合は辞退届（様式7）を提出してください。なお、事業候補者として決定した後の辞退は受け付けません。

※公契約について

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分御注意ください。

詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。